

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 6 月 7 日

郡上市長 日置 敏明

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

明宝小川地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 6 月 7 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### 5 経営体数

法人 0 経営体

個人 4 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来性のあり方

- ・現在、地域には担い手として小川営農組合があるが任意組合のため近い将来法人化の検討を行い、生産性の向上及び経費の削減に努める。また、耕作が困難な農家にとっては、農地中間管理機構を活用し担い手に集積する。
- ・水稲においては、地域の米「日出雲のめぐみ」のブランド化を推進する。
- ・トマト及び肥育牛においては品質の向上及び生産の拡大を図る。